

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化が進行する本町において、地域の活性化及び地域産業の振興を目的として、都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、鳩山町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、国が定める地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（以下「国地域要件確認表」という。）において使用する用語の例による。

(協力隊の活動)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる地域おこし活動（以下「活動」という。）を行うものとする。

- (1) 農業の振興に関する活動
- (2) 観光の振興に関する活動
- (3) 地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの支援活動
- (4) SNS等を活用した情報発信に関する活動
- (5) 地域資源の発掘及び利活用に関する活動
- (6) 移住、定住及び地域間交流の促進に関する活動
- (7) その他町の振興及び活性化に資するもので、町長が必要と認める活動

(隊員の要件)

第4条 隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第5条の規定に基づく委嘱後に、埼玉県内を除く他の市区町村（国地域要件確認表で定めた政令指定都市以外の条件不利地域を除く。）から本町に住民票を異動することにより承する者（委嘱前に本町に定住又は定着している者（既に住民基本台帳に記録されている者等をいう。）を除く。）
- (2) 自らの意思及び責任において活動を実施できる者

- (3) 自らの力で生活を維持することができる者
- (4) 心身ともに健康で、活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も町内に定住し、就業や起業する意思のある者
- (5) 普通自動車運転免許を有している者又は普通自動車運転免許を取得する意思のある者
- (6) 次のいずれにも該当しない者

ア 鳩山町暴力団排除条例（平成24年条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、鳩山町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める要件を満たす者

（隊員の委嘱）

第5条 町長は、前条の要件を全て満たす者のうちから隊員を委嘱する。ただし、委嘱に伴う町との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

2 委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から同日の属する会計年度の末日までとする。ただし、委嘱の日から3年を超えない範囲で期間を更新することができる。

3 町長は、委嘱期間の更新に当たっては、隊員の活動実績等を考慮し、決定するものとする。

4 町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても、委嘱を解くことができる。

（委託）

第6条 町長は、前条の規定に基づいて委嘱した隊員に、第3条に規定する活動に関する業務を委託する。

2 前項に規定する業務委託内容の詳細等については、町長と隊員との協議により決定し、業務委託契約書を締結する。

（委託期間）

第7条 前条の規定に基づく委託の期間は、第5条の規定に基づく委嘱の期間を上限とする。ただし、初年度は、業務委託契約書の締結の日から当該契約の締結の日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、隊員の従前の活動成果に基づく能力の実証により、公募によらず再度の業務委託を行うことができる。ただし、その通算期間は3年を超えることができないものとする。

(委託契約の解除)

第8条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、業務委託契約を解除することができる。

- (1) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があった場合
- (4) 自己の都合により、契約解除を申し出た場合
- (5) 町長に事前の協議等を行うことなく、住民票を異動（町内の異動を除く。）した場合

(身分証明書)

第9条 町長は、隊員に鳩山町地域おこし協力隊身分証明書（様式第1号）を交付するものとする。

2 隊員は、活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

3 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを訂正してはならない。

4 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

5 隊員は、退任し、又は解嘱されたときは直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

(遵守事項)

第10条 隊員は、その職務を遂行するに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 活動時間外であっても本町内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (3) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (4) 心身の不調又は活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに町長に届け出ること。

(報告)

第11条 隊員は、活動について、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 活動した月の翌月の10日までに、鳩山町地域おこし協力隊活動日報（様式第2号。以下「日報」という。）、鳩山町地域おこし協力隊活動月報（様式第3号。以下「月報」という。）及

び地域活動に要した経費の領収書を添えて町長に提出すること。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日までに行うこと。

- (2) 事業実施年度の3月31日までに、鳩山町地域おこし協力隊活動年報（様式第4号。以下「年報」という。）及び鳩山町地域おこし協力隊活動成果報告書（様式第5号。以下「成果報告書」という。）を作成し、町長へ提出すること。

- 2 隊員は、委託契約を解除されたときは、事由発生日から起算して10日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日に日報、月報、年報及び成果報告書を提出するものとする。

（委託料）

第12条 町長は、前条第1項第1号に規定する日報及び月報の内容を審査し、第3条に規定する活動の対価として適正と認められるときは、隊員に対し、活動内容に応じた委託料を予算の範囲内において支払うものとする。

- 2 町長は、前項に規定する委託料とは別に、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うことができる。

（副業）

第13条 隊員は、活動の妨げにならない範囲において、第3条に規定する活動の成果を拡充するために第6条に規定する委託契約以外の事業活動及び就業により収入を得ようとする場合は、町長とあらかじめ協議しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第14条 隊員は、協力隊の信用を傷つけ、又は町全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密の保持）

第15条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条関係）
様式第1号（第9条関係）

（表）

鳩山町地域おこし協力隊身分証明書	
第 号	氏 名
写真 縦 3.0 c m 横 2.5 c m 正面、脱帽にて3か月以 内に撮影したもの	生年月日
	上記の者は鳩山町地域おこし協力隊設置要綱に規定する鳩山町地域おこし協力隊員であることを証明する。
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
鳩山町長 印	

（裏）

注意事項
1 隊員は、地域活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変造してはならない。
3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときには、直ちにその旨を町長に届けなければならない。
4 隊員はその職の信用を傷つけ、又は町の不名誉となるような行為をしてはならない。

※身分証明書の大きさは、縦 5.5cm、横 9.1cm とする

様式第2号（第11条関係）
様式第2号（第11条関係）

鳩山町地域おこし協力隊活動日報

年 月 日

鳩山町長 宛て

鳩山町地域おこし協力隊員

氏 名

鳩山町地域おこし協力隊設置要綱第11条第1項第1号の規定に基づき次のとおり
報告します。

【 年 月分】

日	曜日	活動時間	活動内容

鳩山町地域おこし協力隊活動月報

年 月 日

鳩山町長 宛て

鳩山町地域おこし協力隊員
氏 名

鳩山町地域おこし協力隊設置要綱第11条第1項第1号の規定に基づき次のとおり
報告します。

【 年 月分】

活動内容	
翌月の活動内容 (予定)	
報告対象期間における 地域活動に係る経費	円
要望又は意見等	

鳩山町地域おこし協力隊活動年報

年 月 日

鳩山町長 宛て

鳩山町地域おこし協力隊員
氏 名

鳩山町地域おこし協力隊設置要綱第11条第1項第2号の規定に基づき次のとおり報告
します。

【 年 月から 年 月まで】

活動内容	
活動に関する 今後の課題	
要望又は意見等	

鳩山町地域おこし協力隊活動成果報告書

年 月 日

鳩山町長 宛て

鳩山町地域おこし協力隊員
氏 名

鳩山町地域おこし協力隊設置要綱第11条第1項第2号の規定に基づき次のとおり
報告します。

事業全体の進捗状況	
最終目標に対する 達成度	
現状の課題	
問題解決の 具体的方法	
意見又は所感	